

消防用設備等保守点検業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、消防法及び建築基準法の定めるところにより消防用設備等の保守点検を行い、常に正常な作動ができることを目的とする。

2 委託対象場所

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 川越市御成町1番地1 | 川越地区消防局・川越北消防署 |
| (2) 川越市大字久下戸3528番地1 | 川越北消防署南古谷分署 |
| (3) 川島町大字平沼888番地 | 川越北消防署川島分署 |
| (4) 川越市新宿町2丁目14番地7 | 川越中央消防署 |
| (5) 川越市大字砂新田16番地3 | 川越中央消防署高階分署 |
| (6) 川越市南大塚1丁目1番地9 | 川越中央消防署大東分署 |
| (7) 川越市伊勢原町5丁目3番地 | 川越西消防署 |
| (8) 川越市大字鯨井589番地1 | 川越西消防署名細分署 |

3 委託対象設備

別表による。

4 委託期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで（3年）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

5 支払方法

7回払い

令和5年10月（令和5年6月～9月分）、令和6年4月（令和5年10月～令和6年3月分）

令和6年10月（令和6年4月～9月分）、令和7年4月（令和6年10月～令和7年3月分）

令和7年10月（令和7年4月～9月分）、令和8年4月（令和7年10月～令和8年3月分）

令和8年6月（令和8年4月～5月分）

6 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載してください。

7 提出書類

受注者は、契約後速やかに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書

8 点検者

点検等を行う者は、法で定める資格を有する者を責任者とする。

9 作業内容

- (1) 受注者は前記施設に設備してある消防用設備等の機能保全のため定期的に技術員を派遣し、消防法、同法施行令及び同法施行規則に定める点検をする。（報告書の作成を含む）
- (2) 点検は消防庁告示の基準により行う。
- (3) 受注者は前記施設に設備してある建築設備（排煙設備及び非常用の照明設備に限る）について建築基準法、同法施行令及び同法施行規則に定める点検をする。（報告書の作成を含む）

(4) 点検の結果、機器の故障、破損、取替えの必要その他異常を発見したときは、速やかに発注者に連絡し、双方協議の上最善の処置をとること。

10 費用負担区分

保守点検及び清掃に要する電気、ガス、水道については発注者の負担とし、その他必要な消耗品については、すべて受注者の負担とする。

なお、点検中に修理すべき箇所が発見され、その修理のために消耗品等別途必要となるときは、発注者と受注者で協議するものとする。

11 服装

業務に従事する者は、受注者指定の衣服を着用し、胸にはネームプレートを付けること。

12 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越地区消防組合の承諾を得ること。

13 報告書の提出

受注者は作業を終了したときは、係員立会のうえ検査を受けるとともに委託業務実施報告書及び消防用設備等点検結果表を提出すること。また、建築基準法第12条第4項に基づく検査報告書等を作成し提出すること。

なお、点検の結果、部品の劣化等により修繕を要すると認められる場合には、修理箇所の資料を添付し、修繕方法等を明記し、別途修繕見積を提出すること。

14 障害者等の雇用の促進

受注者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律（第5条）」等に基づき、本委託業務の実施に際して、可能な限り障害者が就労する場の提供に努めること。ただし、業務委託の仕様上、障害者の雇用が困難な場合はこの限りでない。

15 その他の事項

(1) 受注者は、業務を遂行するに当たり建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分注意し、万一損傷の場合は発注者側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。

(2) 受注者は、点検に際し設備の老朽、軽微な破損及び腐食等による機能障害については、常に使用できるよう調整を行うこと。

(3) 受注者は、受託設備に故障等発生の場合は直ちに技術員を派遣し、正常な状態に復すること。

(4) 受注者は、点検業務の実施に当たり、実施の日時、作業手順等発注者と十分打合せの上その指示に従うこと。

(5) この仕様書は、委託業務の概要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。

(6) 業務実施に当たっては、法令及び条例等を遵守すること。

(7) この業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく「川越地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、受注者は相手方に対し損害賠償を請求することができるものとし、その額は発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

(8) この契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に

変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用されるものとする。

別表1 川越地区消防局・川越北消防署

設 備 の 内 容	点 検 対 象 機 器 名	数 量
消火器具	A・B・C粉末10型消火器	43
	A・B・C大型粉末50型消火器	1
	水消火器	2
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1
	操作盤	1
	消火栓	10
	起動用スイッチ	10
	表示灯	10
	音響装置	10
	表示盤	1
	呼水装置	1
	放水試験	1
	非常電源	1
泡消火設備	加圧送水装置	1
	操作盤	1
	表示盤	1
	泡放出口	120
	自動警報装置	1
自動火災報知設備	受信機GR型	1
	差動式スポット型感知器	201
	定温式スポット型感知器	24
	煙感知器	50
	P型1級発信機	11
	音響装置	14
	常用電源	1
	非常電源	1
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	17
	通路誘導灯	22
防排煙制御設備 (防火・防煙設備)	制御盤	1
	防火戸	6
	防火シャッター	12
非常照明設備	非常照明5VA型	3
	非常照明10VA型	2
	非常照明15VA型	3
	非常照明30VA型	6
	非常照明40VA型	8
	非常照明55VA型	13

	非常照明 65VA型	42
	非常照明 70VA型	14
	非常照明 90VA型	37
	非常照明 110VA型	1

川越北消防署南古谷分署

設備の内容	点検対象機器名	数量
消火器具	A・B・C粉末10型消火器	4
非常照明設備	非常照明40W型	10

川越北消防署川島分署

設備の内容	点検対象機器名	数量
消火器	A・B・C粉末10型消火器	9
自動火災報知設備	受信機P型2級(5回線)	1
	差動式スポット型感知器	37
	定温式スポット型感知器	8
	煙感知器	7
	P型2級発信機	3
	音響装置	3
	常用電源	1
	非常電源	1
ガス漏れ火災報知設備	受信機(10回線以下)	1
	表示盤	1
	検知器	2
	警報装置	2
	表示灯	2
	常用電源	1
	予備電源	1
誘導灯設備	避難口誘導灯	4
	通路誘導灯	1
非常照明設備	非常照明白熱灯8.4V24W型	14
	非常照明40W型	19
	非常照明ハロゲン3.6V13W型	4
	非常照明ハロゲン8.4V30W型	1

別表2 川越中央消防署

設 備 の 内 容	点 検 対 象 機 器 名	数 量
消火器具	A・B・C粉末10型消火器	12
移動式消火設備	粉末タンク（操作部含む） 加圧用窒素容器 容器弁開放器（ガス圧式） 起動用操作ボックス 薬剤点検 ホースリール 表示盤 電源装置 作動試験	1 1 1 1 1 1 1 1 1
屋内消火栓設備	加圧送水装置 操作盤 消火栓 起動用スイッチ 表示灯 音響装置 表示盤 呼水装置 放水試験 ホース耐圧試験 非常電源	1 1 5 5 5 5 1 1 1 10 1
自動火災報知設備	受信機P型1級（10回線） 差動式スポット型感知器 定温式スポット型感知器 煙感知器 P型1級発信機 音響装置 常用電源 非常電源	1 58 10 11 5 5 1 1
ガス漏れ火災報知設備	受信機（5回線） 表示盤 検知器 警報装置 表示灯 常用電源 予備電源	1 1 3 3 3 1 1
避難器具	避難ハッチ	2

	緩降機	1
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	14
	通路誘導灯	4
防排煙制御設備 (防火・防煙設備)	制御盤	1
	防火戸	2
	防火シャッター	4
	煙感知機	5
非常照明設備	非常照明20W型	5
	非常照明32W型	1
	非常照明白熱灯100V40W型	5
	非常照明ハロゲン110V50W型	35

川越中央消防署高階分署

設備の内容	点検対象機器名	数量
消火器具	A・B・C粉末10型消火器	10
自動火災報知設備	受信機P型1級(5回線)	1
	差動式スポット型感知器	37
	定温式スポット型感知器	4
	煙感知器	5
	P型1級発信機	3
	音響装置	3
	常用電源	1
	非常電源	1
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	12
	通路誘導灯	4
	誘導標識	2
非常照明設備	非常照明20W型	8
	非常照明ハロゲン8.4V30W型	9
	非常照明32W型	1
	非常照明40W型	17

川越中央消防署大東分署

設備の内容	点検対象機器名	数量
消火器具	A・B・C粉末10型消火器	2
	A・B・C粉末20型消火器	2
非常照明設備	非常照明20W型	2
	非常照明40W型	5

別表3 川越西消防署

設 備 の 内 容	点 検 対 象 機 器 名	数 量
消火器具	A・B・C粉末10型消火器	11
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1
	操作盤	1
	消火栓	3
	起動用スイッチ	3
	表示灯	3
	音響装置	3
	表示盤	1
	呼水装置	1
	放水試験	1
	ホース耐圧試験	6
非常電源	1	
自動火災報知設備	受信機P型1級(10回線)	1
	差動式スポット型感知器	37
	定温式スポット型感知器	9
	煙感知器	12
	P型1級発信機	3
	音響装置	4
	常用電源	1
	非常電源	1
避難器具	緩降機	2
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	6
	通路誘導灯	2
	階段通路誘導灯	10
防排煙制御設備 (防火・防煙設備)	制御盤	1
	防火戸	6
	煙感知機	7
非常照明設備	非常照明ハロゲン4.8V13W型	24
	非常照明ハロゲン3.6V13W形	6
	非常照明白熱灯7.2V20W型	1
	非常照明40W型	5

川越西消防署名細分署

設 備 の 内 容	点 検 対 象 機 器 名	数 量
消火器具	A・B・C粉末10型消火器	12
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1
	操作盤	1

	消火栓	3
	起動用スイッチ	3
	表示灯	3
	音響装置	3
	表示盤	1
	呼水装置	1
	放水試験	1
	ホース耐圧試験	6
	非常電源	1
移動式消火設備	粉末タンク（操作部含む）	1
	加圧用窒素容器	1
	容器弁開放器（ガス圧式）	1
	起動用操作ボックス	1
	薬剤点検	1
	ホースリール	1
	表示盤	1
	電源装置	1
	作動試験	1
自動火災報知設備	受信機P型1級（5回線）	1
	差動式スポット型感知器	48
	定温式スポット型感知器	13
	煙感知器	8
	P型1級発信機	3
	音響装置	3
	常用電源	1
	非常電源	1
避難設備	避難ハッチ	1
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯	7
	通路誘導灯	7
非常照明設備	非常照明ハロゲン4.8V13W型	27
	非常照明32W型	2